

[平成27年1月1日以後の相続・贈与に適用される相続税の改正ポイント]

☑ 改正ポイント①相続税の遺産に係る基礎控除額の縮小（4割縮小） **増 税**

	改正前	改正後
相続税の 基礎控除額	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

※基礎控除額とは、相続税が課税される財産から債務や葬式費用を控除した「正味相続財産」から控除できるもので、簡潔に言うと「正味財産」がこの「基礎控除額」を超える場合に、相続税がかかります。

〈計算例〉

	改正前	改正後
配偶者と 子1人	7,000万円	4,200万円
配偶者と 子2人	8,000万円	4,800万円
子1人のみ	6,000万円	3,600万円
子2人のみ	7,000万円	4,200万円

○相続人が配偶者と子供の場合

基礎控除前の 正味相続財産の 額	配偶者と子供1人 (基礎控除額=4,200万円)		配偶者と子供2人 (基礎控除額=4,800万円)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
5,000万円	0円	40万円	0円	10万円
1億円	175万円	385万円	100万円	315万円
1億5,000万円	600万円	920万円	463万円	748万円
2億円	1,250万円	1,670万円	950万円	1,350万円
2億5,000万円	2,000万円	2,460万円	1,575万円	1,985万円
3億円	2,900万円	3,460万円	2,300万円	2,860万円

(注) 配偶者は、法定相続分である2分の1の財産を相続したものととして配偶者の税額軽減を適用しています。

○相続人が子供のみの場合

基礎控除前の 正味相続財産の 額	子供1人 (基礎控除額=3,600万円)		子供2人 (基礎控除額=4,200万円)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
5,000万円	0円	160万円	0円	80万円
1億円	600万円	1,220万円	350万円	770万円
1億5,000万円	2,000万円	2,860万円	1,200万円	1,840万円
2億円	3,900万円	4,860万円	2,500万円	3,340万円
2億5,000万円	5,900万円	6,930万円	4,000万円	4,920万円
3億円	7,900万円	9,180万円	5,800万円	6,920万円

☑ 改正ポイント②相続税率の改正(最高税率の引き上げ)

増 税

	課税遺産総額	改正前	改正後
相続税の税率	～ 1,000万円以下	10%	10%
	1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
	3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
	5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
	1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
	2億円超 ～ 3億円以下	40%	45%
	3億円超 ～ 6億円以下	50%	50%
	6億円超 ～	50%	55%

☑ 改正ポイント③未成年者控除と障害者控除の拡充

減 税

	改正前	改正後
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数	10万円 × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円 (特別障害者は12万円) × 85歳に達するまでの年数	10万円 (特別障害者は20万円) × 85歳に達するまでの年数

※相続税がかかる場合において、相続人が未成年者又は障害者に該当する場合に受けることができる税額控除(＝相続税が減るもの)です。

☒ 改正ポイント④相続時精算課税制度の要件緩和

	改正前	改正後
贈与者の要件	贈与をした年の 1月1日現在で <u>65歳以上</u>	贈与をした年の 1月1日現在で <u>60歳以上</u>
受贈者の要件	贈与を受けた年の 1月1日現在で 20歳以上の 贈与者の <u>子</u>	贈与を受けた年の 1月1日現在で 20歳以上の 贈与者の <u>子及び孫</u>

※贈与をする方・受ける方ともに相続時精算課税制度を利用できる要件の範囲が拡充されました。
なお、相続時精算課税制度の利用には慎重な検討が必要ですご注意ください。

☒ 改正ポイント⑤小規模宅地等の課税の特例の拡充

	改正前	改正後
居住用の宅地等	限度面積が <u>240㎡</u> まで (減額割合80%)	限度面積が <u>330㎡</u> まで (減額割合80%)
居住用と事業用の 宅地等の併用	限度面積が 居住用240㎡ } <u>合計400㎡</u> まで 事業用400㎡ } 選択適用が可能 (減額割合80%)	限度面積が 居住用330㎡ } <u>合計730㎡</u> まで 事業用400㎡ } 選択適用が可能 (減額割合80%)

※主に居住用の宅地について、一定の要件を満たせば評価額を80%減額(評価額を2割に圧縮)できる課税の特例の限度面積が拡充されました。課税対象となる財産の中心が土地である場合に、利点が大きくなります。